

高齢者の 各種制度



市では、高齢者や家族の方のさまざまなご相談に応じるほか、介護予防や地域の見守り事業を行っています。各事業は、原則として65歳以上の方を対象としています。

詳しくは、介護福祉課（市役所第二庁舎2階）ほかで配布している「高齢者福祉のしおり」、「あなたの笑顔を支える介護保険」をご確認ください。各問合先の電話番号は、7面をご覧ください。

相談・生活支援

やすらぎ支援（認知症高齢者家族支援）

支援ボランティアが話し相手、声かけ等の援助を行います。

☑軽度の認知症状が見られるおむね65歳以上の方、物忘れがあり不安のある方、その他援助についてのご相談のある方

☑桜町高齢者在宅サービスセンター

権利擁護センター

高齢者や障がいのある方が、地域で安心した生活をしていくために、金銭管理や成年後見制度利用などの相談を受け付けています。また、認知症の高齢者や知的・精神に障がいのある方などの日常生活を援助するため、有料サービスで福祉サービスの利用支援や金銭管理、書類預かりなどを行っています。

☑権利擁護センター

高齢者地域福祉ネットワーク（民生委員による地域の見守り）

安心して住み慣れた地域で暮らしていくため、必要に応じて、民生委員が近隣の方と協力し、見守り・支援の体制を作り、地域の相談役として、住民と行政の橋渡しをしています。

☑75歳以上のひとり暮らしの方、日中ひとりの方、高齢者のみの世帯の方、65歳以上の寝たきりの高齢者がいる世帯の方

☑各市区担当の民生委員、介護福祉課包括支援係

介護職員初任者研修受講費用の助成

介護職員初任者研修を修了し、一定要件を満たす方に受講料等の一部を助成します。市でも無料で同研修を実施しています。

☑申込期限 対次のいずれかに該当する方▽市内在住で、研修修了後6か月以内に市内の介護保険事業者

に就労し、3か月以上継続して勤務している方Ⅱ就労開始後6か月以内▽市内の介護保険事業者に3か月以上継続して勤務している介護職員で、研修修了後も継続して勤務する方（市外在住の方も可）Ⅲ研修修了後6か月以内

☑助成内容 受講料等の2分の1（上限3万円。100円未満切り捨て）

☑申請書記配場所等 介護福祉課、市ホームページ

☑他▽1人1回まで▽他の給付制度との併用不可

☑介護福祉課 高齢福祉係

☑見守りシール事業

高齢者等の衣服や持ち物

にシールを貼り付けることにより、行方不明になった際に発見者がシールに書かれた連絡先に電話することで、発見者も家族等も互いに個人情報を出さずに直接やり取りできるシステムです。

☑年間利用料Ⅱ3千600円（生活保護世帯の方は無料）

☑介護福祉課 包括支援係

徘徊高齢者家族支援サービス

認知症による徘徊のある高齢者が発信器を携帯し、居場所が不明であるときに、市内の介護者が委託事業者に高齢者の位置を問い合わせ、保護を図ります。

☑発信器利用の申込金およびリース料金の一部を助成します。

☑助成基準額の10%（市民税非課税世帯は3%）

☑介護福祉課 高齢福祉係、各地域包括支援センター

高齢者特別生活援助

衣類の入れ替え、大掃除、大型家具の移動、照明器具の交換等を援助します。

☑年度内2回利用でき、1回2時間を限度に作業員2人を派遣し、援助します。

☑市内在住で次の要件をすべて満たす方▽ひとり暮らしまたは高齢者世帯▽市民税非課税世帯▽日常生活援助が必要な虚弱な方または要支援・要介護と認定された方

☑Ⅰ割負担

☑介護福祉課 高齢福祉係、各地域包括支援センター

☑自立支援・日常生活用具の給付

①腰掛便座、入浴補助用具、手すり、スロープ（基準額は年10万円まで）②シールパーカー（基準額1万5千円）、一本つえ（基準額4千300円）、電磁調理器（基準額1万5千400円）を給付します。

☑要介護認定で①は「非該当」、②は「要支援または要介護」と認定された高齢者で、用具の給付が必要と認められる虚弱な方

☑助成基準額の10%（市民税非課税世帯は3%）。助成限度額を超える部分は、利用者負担となります

☑介護福祉課 高齢福祉係、各地域包括支援センター

☑特別短期生活介護（緊急ショートステイ）

介護が必要にもかかわらず、介護者の急病、事故、災害、葬儀、その他の緊急を要する理由で介護ができないときに、一時的に施設で介護します。（原則、1回7日以内）

☑1日千円（食費、管理費等は別途必要）

☑介護福祉課 高齢福祉係

☑自立支援住宅改修の助成

①住宅改修予防給付手すりの取り付け、床段差の解消、床材の変更、扉の取り

替え、便器の取り替え等

②住宅設備改修給付浴槽、流し、洗面台の取り替え、便器の洋式化等

☑要介護認定で①は「非該当」、②は「非該当、要支援または要介護」と認定された高齢者で、身体的理由で住宅改修が必要と認められる虚弱な方

☑助成限度額の10%、20%または30%（市民税非課税世帯は3%）※助成限度額（①1家屋20万円②1家屋37万9千円）を超える部分は、利用者負担となります

☑介護福祉課 高齢福祉係、各地域包括支援センター

☑寝具乾燥

寝具乾燥（敷き布団2枚、掛け布団1枚、毛布1枚）を、月1回無料でを行います。

☑ひとり暮らし、または高齢者世帯のうち、心身の障がい、傷病などの理由で寝具類等の衛生管理が困難な方またはこれに準ずる方

☑介護福祉課 高齢福祉係、各地域包括支援センター

☑おむつサービス

業者を通じて、紙おむつや尿取りパット（月8千円以内を無料で配付します）

☑要介護認定で要介護4または5と認定された失禁状態にある在宅の高齢者（市民税非課税世帯）を介護する家族の方

☑介護福祉課 高齢福祉係、各地域包括支援センター

☑介護する家族のための

家族介護継続支援

他年2回丸洗いも行います

☑介護福祉課 高齢福祉係、各地域包括支援センター

☑車いすの貸し出し

☑市内在住で次の要件をすべて満たす方（詳細はお問い合わせください）▽要介護認定で要介護1以下の方▽他の制度で車いすの利用ができない方

☑貸出期間 1回につき1か月以内、年度内3回まで（継続利用はできません）

☑1回700円

☑介護福祉課 協議会

☑おむつサービス

業者を通じて、紙おむつや尿取りパット（月8千円以内を無料で配付します）

☑要介護認定で要介護4または5と認定された失禁状態にある在宅の高齢者（市民税非課税世帯）を介護する家族の方

☑介護福祉課 高齢福祉係、各地域包括支援センター

☑介護する家族のための

家族介護教室

介護する家族のために

家族介護継続支援

交流会や講習会等を通して、介護による身体的・精神的負担の軽減を図ります。詳細はお問い合わせください。

☑認知症高齢者を介護する家族の方等

家族介護教室

適切な介護知識・技術を習得するための教室です。

☑桜町高齢者在宅サービスセンター、本町高齢者在宅サービスセンター、中町高齢者在宅サービスセンター、小金井あみず苑